

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（06-6615-7546）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	下水道使用料の徴収に係る過料処分
概要	偽りその他の不正な手段により、下水道使用料の徴収を免れた者に対する処分基準
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第30条第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	偽りその他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。（例：温泉水を使用する際、バイパス配管を利用して、水量を過少報告した場合等）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	